

『銀杏会』規約

- 第1章 総則
- 第2章 会員
- 第3章 組織（機関と役員の設置）
- 第4章 運営（機関と役員の任務、任期、補充）
- 第5章 会計
- 第6章 規約の変更
- *付則

第1章 総則

（名称・本部）

第1条 東京都立神代高校同窓会を銀杏会（いちようかい）と称し、本部を東京都立神代高等学校内におく。

（目的）

第2条 この会は、会員の総意に基づいて会員相互の親睦を図り、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。

（活動）

第3条 この会は前条の目的を果たすために、次の活動を行う。

- (1) 会員名簿の管理・発行（但し、発行は随時状況を見て理事会で判断する）
- (2) 会報誌『銀杏（ぎんなん）』の発行
- (3) 同期会に対する援助
- (4) 母校の諸行事に対する協賛
- (5) その他、この会の目的を達成するために必要な事項

第2章 会員

（会員の資格）

第4条 この会の会員を普通会員と特別会員に分け、それぞれ次の資格を持つ者とする。

- (1) 普通会員
東京府立第15高等女学校、東京府立神代高等女学校、東京都立神代高等女学校、同併設中学校、東京都立神代新制高等学校、東京都立神代高等学校全日制課程を卒業又は在籍した者で、会費〈第6条(2)〉を納入した者
- (2) 特別会員
母校の教職員及び旧教職員

（会員の権利）

第5条 会員は次の権利を持つ。

- (1) この会のすべての会合に出席し、議長の許可を得

て意見を述べるができる。但し、総会以外の会合では議決権を持たない。

- (2) 普通会員は、この会の組織構成員（以下「役員」と記す）の選挙権と被選挙権を持つ。

（会員の義務）

第6条 会員は次の義務を負う。

- (1) 規約に従い、活動に参加する。
- (2) 普通会員は、入会時に所定の終身会費を一括納入する。
- (3) 改姓、転居等については、速やかに本部に届け出る。

第3章 組織（機関と役員の設置）

第1節 機関

（機関の設置）

第7条 この会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 幹事会（クラス幹事会、代表幹事会）
- (4) 監査

第2節 役員

（役員設置）

第8条 この会に次の役員を置く。

- (1) 理事
- (2) 幹事（クラス幹事、代表幹事）
- (3) 監査役
- (4) 顧問
- (5) 相談役

（役員選出）

第9条 役員は、次の方法で選出される。

- (1) 理事
理事は、普通会員の立候補者又は推薦候補者の中から総会で選任される。但し、理事に欠員が生じ補充するときはこの限りでない（第22条2項）。理事の定数は20名を目安とする。理事と幹事の兼任はこれを妨げない。
- (2) 幹事（クラス幹事、代表幹事）
クラス幹事は、卒業時の学級単位に2名以上が選任される。
代表幹事は、クラス幹事の互選で2名が選任される。

(3) 監査役

監査役は、理事以外の普通会員の中から2名が総会で選任される。但し、監査役に欠員が生じ補充するときはこの限りでない（第26条2項）。

(4) 顧問

顧問は、母校の現職教員の中から2名を限度に選任する。その選任は会長が校長に委嘱する。

(5) 相談役

相談役は、この会の会長又は副会長の経験者の中から2名を限度に理事会が選任する。

第4章 運営(機関と役員)の任務、役員)の任期・補充)

第1節 機関の運営

(総会)

第10条 総会は本会の最高議決機関であり、全会員を以て構成する。

2. 総会の開催は原則毎年とし、会長が招集する。但し、理事会が必要と認めた時、又は100人以上の会員からの請求があった時は、会長が臨時総会を招集する。

3. 総会は出席会員の全員を以て成立し、その過半数によって議決する。賛否同数の場合は議長が決定する。

4. 理事は議決権を持つ。

5. 議長は出席理事の互選とする。

(総会の議決事項)

第11条 次の事項は総会で審議、議決する。

- (1) 会務実績、会務計画
- (2) 決算、予算
- (3) 規約の改定
- (4) 理事、監査役の選出、理事の担当職務の承認
- (5) その他の重要事項

(理事会)

第12条 理事会は银杏会会務（以下、会務と表記）を執行する最高機関であり、第9条(1)で定めた理事で構成される。

2. 理事会は必要に応じて会長が招集する。会長以外に全理事の3分の1以上の同意で招集することができる。

3. 議決は出席理事の過半数とする。

(理事会の任務)

第13条 理事会は次の会務を行う。

(1) 総会決議案の作成

(2) 総会決議事項の実施

(3) 会員間の要望事項の連絡調整

(4) その他、この会の目的に沿う一切の活動

(代表幹事会)

第14条 代表幹事会は、第9条(2)で選任された代表幹事を以て構成され、必要に応じて会長が招集する。

(代表幹事会の任務)

第15条 代表幹事会は、次の任務で会務の推進に協力する。

- (1) 各卒業回の相互の連絡・調整を行い、親睦を図る。
- (2) クラス幹事会を招集し、クラス幹事及び本部との意思疎通を図る。
- (3) 会務の執行を各卒業回単位で支援する。
- (4) 会員からの要望や情報等を理事会に報告する。
- (5) 次期理事及び監査役の候補者を推薦する。
- (6) その他、必要な事項

(クラス幹事会)

第16条 クラス幹事会は、9条(2)で選任されたクラス幹事で構成され、必要に応じて各回の代表幹事が招集する。

(クラス幹事会の任務)

第17条 各卒業回単位で学級及び会員相互の連携を深め、会務の推進に協力する。

2. クラス幹事会は、以下の普通会員の情報を得たときは、迅速に代表幹事又は本部に報告する。

- (1) 会員の氏名・住所・電話番号等の変更
- (2) 会員の訃報、叙勲等の慶事
- (3) 会員からの银杏会への要望・苦情

3. 本部又は代表幹事からの連絡を普通会員に伝えることで本会の活動に協力する。

4. 代表幹事を互選し、その任務を支援する。

(監査)

第18条 この会の監査は、第9条(3)で選任された2名の監査役が担う。

(監査の任務)

第19条 監査は、この会の会務、会計収支が公正に行われているかを毎年度末に検証し、その結果を監査完了後の最初に開催される総会で報告しなければならない。

第2節 役員会の運営

(理事の任務)

第20条 理事は、総会及び理事会の決議に基づいて会務の運営にあたる。

第21条 理事は、第13条の理事会の任務を次の通り分担して遂行する。但し、必要に応じて理事相互の共同任務とする。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 会計 3名
 - (4) 総務 7名
 - (5) 書記 3名
 - (6) 広報 4名 計20名
2. 理事の担当任務は理事の互選で決め、総会の承認を得て選任される。但し、担当理事の欠員補充はこの限りでない(第22条2項)。
 3. 会長は、理事会会長及び銀杏会会長を兼任し一切の会務を統括する。
 4. 副会長は、会長を補佐する。会長に事故あるときは、その任務を代行する。
 5. 会計は、この会の収支の一切を統括し、処理する。
 6. 総務は、渉外連絡、名簿管理、各種書類管理などの業務、及び集会、催事、母校への協賛など、この会の企画を立案・実行する。
 7. 書記は、総会、理事会、代表幹事会の議事を記録し、議事録及び関連文書を管理する。クラス幹事会の議事録は各会で行うものとする。
 8. 広報は、会報誌『銀杏(ぎんなん)』の編集・発行、ホームページの維持・管理などを行う。

(理事の任期・補充)

第22条 理事の任期は2年とし、再選を妨げない。

2. 理事の欠員補充は、理事会で後任をすみやかに選任し、選任後の初の総会で報告する。この場合の任期は、前理事の残任期間とする。

(幹事の任務)

第23条 幹事は次の任務を担うことで本会の活動に協力する。

- (1) クラス幹事
第16条のクラス幹事会に所属し、第17条の任務を以て会務に協力する。
- (2) 代表幹事
第14条の代表幹事会に所属し、第15条の任務を以て会務に協力する。

(幹事の任期・補充)

第24条 クラス幹事及び代表幹事の任期は特に定めない。

2. クラス幹事の欠員補充は、その選出母体である卒業回の当該学級で後任の幹事を選任し、代表幹事を経て理事会に報告する。
3. 代表幹事の欠員補充は、その選任母体であるクラス幹事の互選により後任を選任し、理事会に報告する。

(監査役の任務)

第25条 監査役は、この会の活動及び会計を毎年度末に監査する。その結果を、監査終了後に初めて開催される総会で、報告しなければならない。

2. 監査内容は、各種出納帳票、預金通帳等による収支の定期照合のほか、会長が招集する理事会に出席し、会務の発生経緯とその執行支出の相関を精査することにある。
3. 監査役は、前項で疑義・異常を見出したときは、速やかに理事会で報告しなければならない。

(監査役の任期・補充)

第26条 監査役の任期は2年とし、再選を妨げない。

2. 監査役の欠員補充は、理事会が理事以外の普通会員の中から後任を選任し、選任後の初の総会で報告する。後任の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問の任務)

第27条 顧問には、本会と母校との連携・協賛などについての相談をお願いする。

(顧問の任期・補充)

第28条 顧問の任期は、特に定めない。

2. 顧問の欠員補充は、校長が現職教員の中から選任し理事会に報告する。

(相談役の任務)

第29条 相談役は、会務の円滑な運営を図るため全般的な問題について理事会に指導・助言をする。

(相談役の任期・補充)

第30条 相談役の任期は、特に定めない。

2. 相談役の欠員補充は理事会が、会長・副会長経験者の中から選任し、選任後初めての総会で報告する。

(役員報酬等)

第31条 役員は無報酬とする。但し、特殊又は過重な役務に対し理事会の判断で謝礼を支払う事ができる。

- 2. 必要経費は実費で支払う。

第5章 会計

(会計)

第32条 この会の運営は次の収入による。

- (1) 会費
(2) 事業収入 名簿等の売上
(3) 寄付金
2. この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。予算および決算は、総会の承認を経なければならない。
3. 会計監査は毎年度末に行う。ただし、必要に応じて臨時監査を行うことができる。
4. 役員への謝礼等の支払は、「役員謝礼等」の勘定項目に記し、その理由を付して総会で公表しなければならない。

第6章 規約の変更

(規約の変更)

第33条 この規約を変更するには、総会で出席者の過半数の同意を得なければならない。

- 2. 規約変更の経緯は会報誌『银杏(ぎんなん)』に明記する。

付則

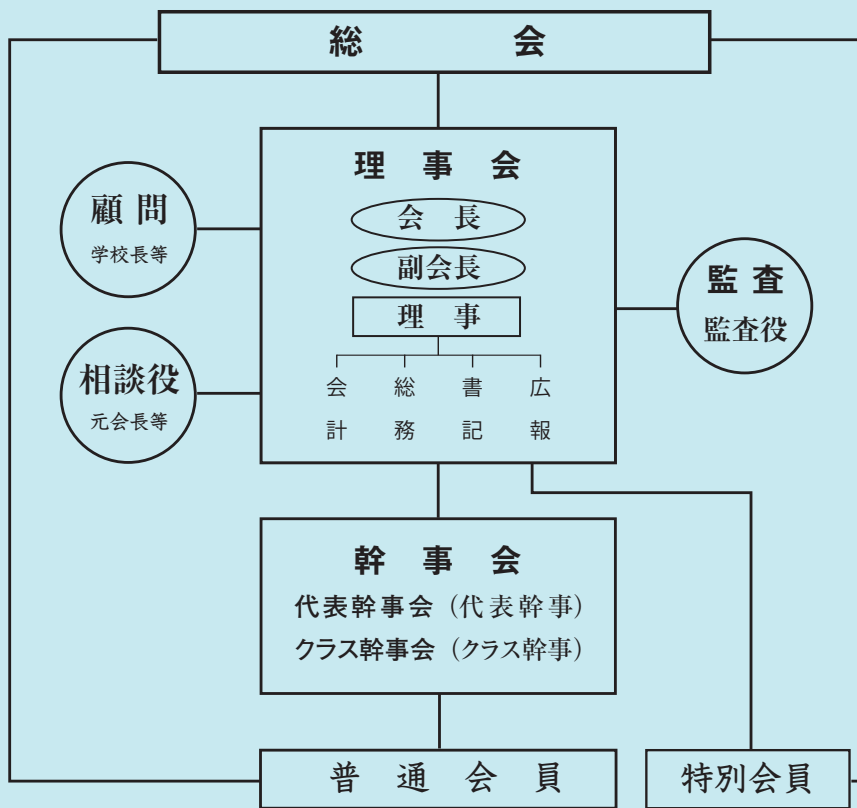
第34条 この規約の施行に必要な細則は理事会で定める。

- 2. 本規約は、昭和62年10月18日から施行する。
3. 本規約は、平成27年2月28日 改定

細則

- 1. 银杏会慶弔規定
2. 同期会支援規定
3. 個人情報保護規定

银杏会組織図



*ゴシック体部分は機関
*明朝体部分は役員を示す

①組織運営に係る全てのスタッフを「役員」と呼ぶ
②理事会に会長、副会長、会計、書記、総務、広報の役割を置き、それらの任務を理事が分担して行う